呉市空家等対策計画作成協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条に規定する協議会として組織する呉市空家等対策計画作成協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(協議事項)

- 第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
 - (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
 - (2) その他空家等対策の推進に関し市長が必要と認める事項 (委員)
- 第4条 協議会は、次に掲げる者からなる10名以内の委員をもって構成する。
 - (1) 市長
 - (2) 市議会議員
 - (3) 学識経験者
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 2 前項第2号から第4号までに掲げる者については、市長が委員への就任を依頼する。
- 3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、初回の会議及び会長の任期満了後最初に行われる会議は、市長が招集するものとする。
- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 委員がやむを得ない事情により会議に出席できないときは、その委員が委任する代理者を出席させることができる。
- 5 議長は、委員として採決に加わることができない。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第7条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を 公開しないものとする。
 - (1) 協議等の内容に法令等の規定により公開することができないこととされている情報が含まれている場合
 - (2) 協議等の内容に個人情報その他非公開にすべき情報が含まれている場合

- (3) 協議会が会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な協議等に支障が生じると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が公開しない旨を決定した場合 (会議の傍聴)
- 第8条 会議の傍聴を希望する者は、開会前に傍聴人受付において、当該申込手続を完了した上、係員 の指示に従い入場しなければならない。
- 2 傍聴人の定員は、10名とし、先着順によるものとする。
- 3 次のいずれかに該当する者は傍聴することができない。
 - (1) 凶器を携帯している者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 4 傍聴人の数が第2項に規定する定員に達したときその他必要があるときは、入場を制限し、又は拒絶することができる。
- 5 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 写真,映画等を撮影し,又は録音等をすること。ただし,あらかじめ議長の許可を受けた場合の当該行為を除く。
 - (2) 私語,談話又は拍手をすること。
 - (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
 - (4) その他会議の妨害となるような挙動をすること。
- 6 傍聴人が前条の規定に違反する場合、議長は、これを制止し、その指示に従わないときは、これを 退場させることができる。
- 7 この条に規定していないことであっても、議長は、傍聴について臨機の処置をとることができる。 (委員への謝金の支払)
- 第9条 本市職員(市議会議員を除く。)以外の委員には、協議会への出席に対する謝金として、日額10.00円を支給する。

(守秘義務等)

- 第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (庶務)
- 第11条 協議会の庶務は、都市部建築指導課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

付 則

この要綱は、平成28年7月25日から実施する。